

令和 7 年度
保健事業広報（ラジオ・テレビ広告）
業務委託仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

企画課

令和 7 年度保健事業広報（ラジオ・テレビ広告）業務委託仕様書

令和 7 年度保健事業広報（ラジオ・テレビ広告）業務（以下「本業務」という。）の委託については、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の定める契約約款、業務委託契約書および本仕様書の定めるところによる。

1 本業務概要

甲が実施する令和 7 年度保健事業の歯科健康診査の受診を促すラジオ・テレビ広告を作成し、広告配信する。

2 契約期間

令和 7 年 9 月 17 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

3 履行場所

業務委託受託者（以下「乙」という。）所在地、横浜エフエム放送株式会社が運営する FM ラジオ局「Fm yokohama 84.7」放送地域（ラジオ広告）および株式会社テレビ神奈川が運営する地上波テレビ局「tvk（テレビ神奈川）」放送地域（テレビ広告）

4 配信期間・時間・回数

（1）配信期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで

（2）時間

実績等を基に後期高齢者の視聴者が多い曜日および時間帯（平日午前 6 時から午前 12 時まで）に配信する。

（3）回数

ラジオ広告は 25 回、テレビ広告は 40 回とする。その他の協議事項は契約締結後甲乙協議の上決定する。

5 作成物

（1）歯科健康診査の受診を促す 20 秒以上のラジオ広告 1 本

（2）歯科健康診査の受診を促す 15 秒以上のテレビ広告 1 本

6 広告内容

(1) 視聴によって期待する効果

後期高齢者が歯科健康診査の受診が自分に必要であると思い、自発的に受診したくなる。

(2) 仕様

ラジオ広告については、甲乙協議の上決定する。テレビ広告についてはアニメーションまたは静止画（フリー素材を使用する。また、協議によっては一部にアニメーションを使用することとする。）を使用する。また、音声およびBGMを活用し、効果的な広告とする。

(3) 想定視聴対象者

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者のうち前年度 75 歳到達者

7 業務内容

(1) 企画立案

契約締結後、乙は甲に本業務が円滑に完了する工程表を速やかに提示する。甲乙協議の上、甲が認めた工程で実施する。「6 広告内容」、甲が乙に提示する広告のコンセプトおよびイメージ等に基づく広告案を、乙は甲に示す。甲乙協議の上、甲が認めた内容で実施する。

(2) 広告作成

乙は7（1）に基づき広告を作成する。なお、広告に要する素材（アニメーション、画像、音声、BGM等）は乙が用意する。作成においては、後期高齢者の認知機能を考慮し、後期高齢者が理解できるよう極力配慮する。

作成した広告は、校正を最低2回行い、甲が認めたものを完成物とする。

(3) 配信

「4 配信期間・時間・回数」のとおり配信する。

8 契約方法

総価契約とし、「9 委託料の支払い」のとおり支払う。

9 委託料の支払い

(1) 乙は業務完了後、甲へ書面および成果物の提出をもって業務の完了を報告し、甲の検査に合格した場合、甲の指示に従って委託料の支払いを請求する。

(2) 消費税および地方消費税率は、本契約の完成および引渡日における税率に

よるものとする。

10 契約不適合責任

契約約款（第 12 条および第 13 条）のとおりとする。

11 著作権の取扱い

- （１）本業務に係る一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
- （２）乙は著作者人格権について行使しないものとする。
- （３）乙は甲に対して、本業務において第 3 者の著作権、知的財産権およびその他権利について侵害しないことを保証する。

12 その他事項

- （１）本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。
- （２）成果物の作成について特許等がある場合は、乙がその使用許諾等の責任を負うこととする。
- （３）完成した広告は「11 著作権の取扱い」のとおりとし、甲が本業務以外の契約期間および履行場所でも使用できるものとする。